

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **本日の審議の概要**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会において審議頂く事項の概要についてご説明することを目的としている。

## これまでの経緯

2. 第 477 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 13 日開催）及び第 178 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 4 日開催）において、金融資産の減損に関する会計基準の開発のステップ 1 として、IFRS 基準（ECL モデル）と米国会計基準（CECL モデル）のどちらを開発の基礎にするかについてご審議を頂き、IFRS 基準の ECL モデルを基礎に検討を進めていくことに概ねご了承を頂いた。
3. 前項を踏まえ、第 478 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 26 日開催）及び第 179 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 19 日開催）（以下合わせて「第 478 回企業会計基準委員会等」という。）では、次の目的に沿って今後のステップ 2 及びステップ 4 における基準の開発をそれぞれ行うことについて示した。

（ステップ 2）

国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す。

（ステップ 4）

IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。

4. また、第 478 回企業会計基準委員会等ではステップ 2 での検討の方向性について次の 2 点の考え方を示した。また、審議の結果、ステップ 2 では 10 の論点を検討することとされた<sup>1</sup>。

(1) IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めと文言レベルで

---

<sup>1</sup> ステップ 4 では、検討すべき論点について改めて抽出するとともに、実務に与える影響をより詳細に検討し、何らかの手当が必要かどうかの観点から検討を進めることとしている。

一致させることは必ずしも目指さず、定め of 明確化又は実務で行われている取扱いに関しても必要に応じて取り入れる。

(2) IFRS 第 9 号との比較可能性を損なわず、IFRS 任意適用企業の個別財務諸表において日本基準を適用した場合でも、IFRS 基準に従い作成する連結財務諸表上、基本的に修正が不要となることを前提とする。

5. 第 488 回企業会計基準委員会（2022 年 10 月 4 日開催）及び第 188 回金融商品専門委員会（2022 年 9 月 20 日開催）（以下「第 488 回企業会計基準委員会等」という。）では、前項の 10 の論点についてそれぞれ 1 回審議を行ったことを踏まえ、ステップ 2 の総括を行い、検討が完了した論点と引き続き検討を行う論点の整理を行った。
6. 第 491 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 21 日開催）及び第 190 回金融商品専門委員会（2022 年 11 月 2 日開催）（以下「第 491 回企業会計基準委員会等」という。）では、IFRS 第 9 号における減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の設定の対象範囲について整理を行い、ステップ 3 以降の進め方について審議を行った。前項と合わせて、各論点に関する審議の状況については別紙で示している。
7. 第 493 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 26 日開催）及び第 192 回金融商品専門委員会（2022 年 12 月 21 日開催）では、金融資産の分類に関する論点への対応方針として、金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等における金融商品の分類に関する枠組みを維持した上で IFRS 第 9 号の減損モデルを取り入れるにあたり、最小限の見直しを行うことに概ねご了承いただいた。

### **本日の審議事項**

8. 本日は、ステップ 3 で検討する論点のうち、信託への投資に対する予想信用損失による減損モデルの適用について（審議事項(3)-2）ご意見を伺うことを予定している。
9. なお、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する手数料の取扱い及び償却原価の償却方法、並びにステップ 3 における金融保証契約の発行者側の取扱い（金融保証契約の定義及び測定 of 取扱い）について、第 495 回企業会計基準委員会（2023 年 2 月 7 日開催）で聞かれた意見は審議事項(3)-3 で示している。
10. また、関連する第 195 回金融商品専門委員会（2023 年 2 月 14 日開催）で聞かれた意見は、審議事項(3)-4 で示している。

以 上

別 紙

各論点に関する審議の状況

1. ステップ2で取り上げた10の論点について、第488回企業会計基準委員会等においてその総括を行い、審議が完了した論点と引き続き検討を行う論点及び追加的な検討が必要な論点を整理した。
2. また、第491回企業会計基準委員会等では、IFRS第9号における減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の設定の対象範囲の整理を行い、ステップ3以降の進め方について審議を行った。
3. 本別紙第1項及び前項の結果は以下の表のとおりである。なお、ここで掲げている項目については、審議の状況に応じて随時追加及び見直しすることを予定している。
  - (1) 専門委員会及び企業会計基準委員会で審議が完了した項目： グレー
  - (2) 専門委員会及び企業会計基準委員会で検討の途上である項目： グリーン
  - (3) 本日審議する予定の項目： オレンジ

(ステップ2)

【特段の異論が聞かれなかったことから、審議を完了することとした論点】

1	債務不履行（デフォルト）の定義
2	信用リスクの著しい増大の判定時における担保の考慮
3	監督当局等から示されたガイダンスやレターの考慮

【引続き検討を行う論点】

● 追加的な検討が必要とされた論点

4	信用リスクを見積る期間（予想存続期間が1年未満の取扱い）
5	マネジメント・オーバーレイ

● 実効金利法による償却原価に関連する定め取扱いと相互に関連しているため引き続き検討することとした論点

6	貨幣の時間価値の考慮
7	債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理に関する検討
8	信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法

- 実務適用に資する規範性の無い教育文書等の内容について具体的に検討を進めるとした論点

9	債権単位での信用リスクの著しい増大の判定
10	将来予測情報の考慮
11	複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重

**(ステップ3)**

- ステップ3で取り上げる個別の論点

12	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い
13	金融保証契約の取扱い
14	ローン・コミットメントに対する減損に関する定め適用

- 金融商品の分類及び測定の開発を行うか否かにより、別途検討する論点

15	SPPI要件を満たさない債権や流動化などの売却を目的として保有する債権の取扱い
16	SPPI要件を満たさない債券の取扱い
17	デリバティブが組み込まれた金融資産

**(ステップ5)**

- 営業債権、契約資産並びにリース債権に適用される減損モデルに関する論点

18	単純化したアプローチ
----	------------

以上